

①学校名:	川崎医療福祉 大学(私立)	②所在地:	岡山県倉敷市松島288		
③課程名:	看護師特定行為研修 創傷・ろう孔管理コース	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2020年5月27日
⑥責任者:	特定行為研修管理委員会 委員長 中田昌男	⑦定員:	8名	⑧期間:	10カ月
⑨申請する課程の目的・概要:	看護の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに応え、「特定行為に係る看護師の研修制度」創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向けて看護師の役割をさらに発揮できるように本制度を推進することとした。本プログラムは、手術の現場において、医療安全に配慮し特定行為に必要な専門的な知識及び技術を修得し、チーム医療の中心的な存在となり社会に貢献できる有能な特定看護師を育成することを目的としている。受講生は、研修を通して、「腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜去)」「創部ドレーンの抜去」「胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換」「膀胱ろうカテーテルの交換」「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」「創傷に対する陰圧閉鎖療法」「持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整」「脱水症状に対する輸液による補正」など特定行為を修得することができる。				
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。 看護師の資格取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。 原則として、所属施設において特定行為の実践について協力が得られ、所属長の推薦がある(推薦書の提出)こと。 心身共に健康で、研修修了後も特定行為実践を通して、医療の発展と地域医療に貢献する意欲があること。		
⑫対象とする職業の種類:	看護師				
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) いずれも、医師の指示の下、手順書により、身体所見及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認した上で、これらの特定行為に関する知識、技術、技能を身に付けることができる。 ・腹腔内に挿入・留置されているドレーン又は穿刺針を抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレーン剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜去を行う。 ・創部に挿入・留置されているドレーンを抜去する。抜去部は開放、ガーゼドレナージ又は閉塞性ドレーン剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜去を行う。 ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。 ・膀胱ろうカテーテルの交換を行う。 ・鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ(剪刀)、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う。 ・創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード(連続、間欠吸引)選択を行う。 ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。 ・脱水症状に対する輸液による補正を行う。		(得られる能力) 【共通科目】 ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。 ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。 ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力をつける。 ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。 ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。 【区分別科目】 ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。 ・多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。		
⑭教育課程:	【共通科目】 ・「臨床病態生理学」「臨床推論」「フィジカルアセスメント」「臨床薬理学」「疾病・臨床病態概論」「医療安全学/特定行為実践」の基礎知識を、e-learningによる講義(250時間)・演習・実習において修得する。共通科目修了後は、以下の内容を学修する。 【区分別科目】 ・腹腔ドレーン管理関連に関する知識・技術について、講義(elearning)を8時間学習後、筆記試験を受ける。筆記試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・創部ドレーン管理関連に関する知識・技術について、講義(elearning)を5時間学習後、筆記試験を受ける。筆記試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・ろう孔管理関連に関する知識・技術について、講義(elearning)を22時間学習後、OSCE・筆記試験を受ける。試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・創傷管理関連に関する知識・技術について、講義(elearning)を34時間学習後、筆記試験を受ける。筆記試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連に関する知識・技術について、講義(elearning)と演習を合わせて16時間学習後、筆記試験を受ける。筆記試験合格後、患者に対する実習(5症例以上)を実施する。 なお、実習評価については、指導医による観察評価でC(助言があればできる)以上を合格とする。また、指導医及び指導者のもとに行う実習(患者に対する実技(5症例以上))に関しては、受講者により時間数が異なるため、実習は⑪の総授業時間には含めないこととする。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	共通科目(250時間)、区分別科目95.5時間以上受講し、筆記試験・観察評価に合格する。また、実習において、一部科目では患者に対する実技を5症例以上実施し、実技試験に合格する				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	特定行為研修を修了した看護師として、特定行為研修修了証(厚労省様式6・本学様式)、履修証明書、特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する証明書が付与される				
⑰総授業時数:	345.5 時間	⑱要件該当授業時数:	345.5時間	該当要件	100%
⑲成績評価の方法:	・演習・OSCE:評価表を用いた観察評価においてC(助言があればできる)以上で合格。 ・修了試験を実施し、60点以上で合格。 上記の項目を総合的に評価判定する。				
⑳自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。外部委員を含む特定行為研修管理委員会において、本プログラムの成果や評価を行う。また、「川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター事業報告書」を作成し、実習施設、関連病院へ送付している。年に1回、厚生労働省へ年次報告書を提出している。				
㉑修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者を対象にアンケートを実施する。その結果を集計・検討し、特定行為研修管理委員会において効果を検証する。また、修了後のフォローアップ研修において、修了者に活動報告を行ってもらっている。				
㉒企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 当教育機関の内部委員と関連する分野の外部委員により構成される特定行為研修管理委員会において、受講者の修了承認に関する審議や教育課程の自己点検・評価の課程で、受講者の履修状況やその管理・運営方法などを評価・検討し看護師特定行為の教育課程の編成に外部の意見を取り入れる。 (自己点検・評価) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の立案及びニーズに応じた実践的・専門的な運営を実施していく。そのため、看護師特定看護師研修の修了後、受講者にアンケートを実施し自己点検・評価を行う。特定行為研修管理委員会において自己点検・評価内容を検討し外部の意見を反映させる。				
㉓社会人が受講しやすい工夫:	オンライン講義・集中講義・自施設での実習・教育訓練給付金(申請予定)				
㉔ホームページ:	(URL) <a href="https://w.kawasaki-m.ac.jp/center/career_about/">https://w.kawasaki-m.ac.jp/center/career_about/</a>				

事務担当者名:	岡島 絢子	所属部署:	川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター		
連絡先:	(電話番号) (E-mail)	086-462-1111 内線電話(54216) carrier@mw.kawasaki-m.ac.jp			

\* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。  
\* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。